

阿久根市結婚新生活支援事業補助金

新たに結婚した御夫婦に最大60万円を補助します。

※御夫婦のどちらかが30歳以上の場合は30万円の補助となります。

ご希望の方は、令和9年2月19日（金）までに企画推進課へ御相談の上、申請書類を3月5日（金）までに御提出ください。



対象となる方（次のすべてを満たす方）

令和8年1月から令和9年2月までに
婚姻届を受理された夫婦

婚姻日における年齢が夫婦共に
39歳以下

世帯所得が500万円未満

夫婦共に本市に住民登録し、かつ交付申請の日から3年以上継続して居住する意思を有する

夫婦共に暴力団員でない／市税等の滞納がない／
生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制
度による家賃補助を受けていない／過去にこの制
度に基づく補助（他の自治体での補助を含む。）
を受けたことがない

夫婦共に次の講座の受講・相談のいずれかを行う

- ・ライフデザイン支援講座
- ・プレコンセプションケアに関する講座
- ・共家事・子育て講座
- ・医療機関への妊娠・出産に関する相談



対象となる経費

※婚姻を機に、令和8年4月から令和9年2月までの間に支払いを完了した経費が対象となります。

- ☐ 住宅取得費用：住宅の購入費用
- ☐ 住宅賃借費用：家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
- ☐ 引っ越し費用：引っ越し業者や運送業者へ支払った費用
- ☐ リフォーム費用：住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、工事業者に支払った費用



必要な書類

- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ☐ 令和7年の夫婦双方の所得証明書（所得がない場合は非課税証明書）
- ☐ 【貸与型奨学金を返済している場合】貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- ☐ 【住宅を購入した場合】住宅の売買契約書または建築請負契約書の写し
- ☐ 【住宅を賃借した場合】住宅の賃貸借契約書の写し
- ☐ 【住宅をリフォームした場合】住宅のリフォームに係る工事請負契約書または請書の写し
- ☐ 住宅手当支給証明書
- ☐ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ☐ 誓約書兼同意書



問合せ先

阿久根市企画推進課地域振興係

0996-73-1215

阿久根市ホームページ

